

アスベスト対策における市独自取組み（1/2）

アスベスト飛散防止対策部会、アスベスト健康対策部会、アスベスト啓発検討部会において、アスベスト対策における市独自取組みについて整理を行った。

アスベスト対策における要検討項目		検討内容	国の対応	市の対応
維持管理	既存建築物のアスベストの把握	既存建築物の吹付け石綿等の使用実態調査、定期調査・報告等による把握と所有者への除去等の実施の指導	国交省、厚労省、文科省、総務省から地方自治体へ通知	・各担当部署で調査を実施 ・調査結果の一元化の実施
	既存建築物からのアスベスト飛散防止	著しく衛生上有害となるおそれのある場合の対応	国交省から地方自治体へ通知	・建築基準法第10条に基づき対応
解体工事	事前調査の信頼性の確保	事前調査の信頼性の確保のため、石綿について適正な調査を実施できる調査機関の登録制度の必要性	検討中	・国の検討の進捗に応じて対応
	大気濃度測定	作業期間中に敷地境界等における大気濃度の測定を実施	検討中	・L1, L2建材の使用面積が50㎡以上の工事は、「石綿濃度測定計画届け出書」を提出【府条例】
		大気濃度測定結果の評価方法(10本/ℓ)の見直しや大気濃度の測定方法、測定場所の統一	検討中	
		測定の信頼性の確保のための測定機関登録制度の検討	検討中	
	立ち入り権限の強化	立入検査の実施に伴う環境整備の必要性(立ち入り検査マニュアル、人材育成)	検討中	検討中
特定粉じん排出作業等の一時停止の必要性		検討中		
レベル3建材の規制	石綿の飛散状況の実態を明確にし、検討したうえで必要に応じた届出義務の必要性	検討中	・規制対象【府条例】 ・使用面積が1,000㎡以上の解体等工事は「石綿排出作業の実施の届出」を提出【府条例】	

アスベスト対策における市独自取組み（2/2）

アスベスト対策における要検討項目		検討内容	国の対応	市の対応
解体工事	罰則の見直し	大気汚染防止法の罰則(3月以下の懲役又は30万円以下の罰金)の強化の必要性	検討中	・国の検討の進捗に応じて対応
	各制度間の連携による対策強化	石綿に関する法令の各所管の情報共有による連携	環境省から地方自治体へ通知	・建設リサイクル法、大防法の各所管の連携により、床面積80㎡以上の解体等工事について指導基準に基づき指導 【市独自取組 H29年度～】
	完了検査の要件化	作業場内の石綿飛散がなくなったことの確認、特定建築材料の取り残しがないことのチェックを徹底(完了検査の登録機関制度等をつくり、体制を整備)	検討中	・大防法及び府条例の届出工事は完了報告書により確認 【市独自取組 H26年度～】
	周辺住民等への情報開示	早期の情報開示という観点も踏まえ、住民等への説明会等の実施といった更なる自主的な情報開示の取組み	検討中(平成29年4月 リスクコミュニケーションガイドライン作成)	・解体工事の届出に際して、事前に説明会等を実施するよう市から啓発(リーフレットを作成し窓口にて配付) 【市独自取組 H29年度～】
健康	市民の健康に関する施策の周知	石綿検診の受診勧奨及び広報の強化	環境省から試行調査に参加している地方自治体へ通知	・広報さかい、ホームページにより周知を実施 ・より効果的な周知方法の検討
		石綿健康被害救済制度の周知の強化	環境省から地方自治体へ通知	

平成30年度

- 堺市の独自取組や既に対応している取組みを市の対策の指針とする
- 引き続き、今後予定されている関係法や国規則の改正・検討状況の把握を行う